杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（素案）

(平成 26～33 年度)

第一次実施プラン（中間のまとめ）

(平成 26～30 年度)

平成２５年９月

杉並区

目　　次

杉並区区立施設再編整備計画(第一期)(平成 26～33 年度）・・ 1

はじめに　区立施設整備の経緯と課題の背景　・・・・・・・・・・ 2

第１章　区立施設を取り巻く状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

～今なぜ再編が必要なのか？～

1. 次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担　・・・・・・・・・・ 3

2. 時代の変化に応じた区民ニーズへの対応　・・・・・・・・・・・ 4

第２章　計画の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1. 計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3. 対象となる区立施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第一次実施プラン（中間のまとめ）(平成 26～30 年度）・・ 9

1. 基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2. 計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3. 再編整備の方向性と具体的な取組　・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

杉並区区立施設再編整備計画(第一期)(素案)

（平成２６年～３３年度）

はじめに　区立施設整備の経緯と課題の背景

区では、昭和 45 年 5 月に策定した「杉並区長期行財政計画」の中で、地域を構成する大きな単位として 7 地域の標準生活圏域と、それを細分化した 46 地区の「近隣住区」の考え方を採用し、これを施設の規模や配置を定める際の基準としてきました。

当時は、区内の各地域で人口が増加しており、地域における生活環境整備を目的として、7 地域に各 1 つの地域区民センターの設置が計画され、児童生徒の施設についても地域福祉向上の観点から学校や保育所、児童館の整備が行われました。特に、学校施設は昭和 35 年から昭和 49 年、その他の区立施設は昭和 49 年から平成 12 年にかけて多く整備されました。今後、これらの施設が築 50 年を越え、一般的な鉄筋コンクリート造建築物の耐久性等から、次々に更新時期を迎えることになります。

現在、区は少子高齢化と人口減少の時代を迎えており、「近隣住区」の考え方を採用した当時と、区政をめぐる状況や区民ニーズは大きく変化しています。たとえば、学校施設は、少子化の影響による児童生徒数の減少に伴い、学級数が減り、学校によっては余裕教室が生じていることや、一部の学校では統合が実施され、学校数自体が減少しています。また、0 歳から 18 歳までの児童を利用対象とする児童館は、その多くが併設する学童クラブの需要が伸びている一方、中・高校生の利用は極めて少ない実態があります。

こうした時代の変化に応じて必要なサービスを継続的に提供し、持続可能な財政運営を行っていくために、平成 24 年 3 月に策定した「杉並区基本構想（10 年ビジョン）」に基づき、「杉並区総合計画（10 年プラン）」に区立施設の再編・整備の方針を打ち出し、「杉並区実行計画（3 年プログラム）」の取組項目として掲げ、検討を行ってまいりました。

第１章　区立施設を取り巻く状況～今なぜ再編が必要なのか？～

１．次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担

○　区では、地域を構成する単位として、7 地域・46 地区を設定し、これを施設の規模及び配置を定める場合の基準として、施設を①広域的施設（区を単位として必要数を整備）②地域的施設（7 地域を単位として必要数を整備）③近隣施設（46 地区を単位として必要数を整備）に分類し、計画的に整備を行ってきました。

○　平成 24 年度末現在、区は建物約 84 万㎡、596 の施設を保有していますが、その多くは人口増加や経済成長を背景に、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されました。そのため、現在、全施設※の約 50%は築 30 年を越え、約 30%は築 40 年を越えている状況です。今後、これらの施設が老朽化に伴い、次々に更新時期を迎えることになります。

※災害備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を除く。以下同様。

○　昨年 12 月の中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故や東日本大震災時の九段会館（千代田区）の天井崩落を見るまでもなく、老朽化した施設や社会基盤の安全確保が急務となっています。首都直下地震発生の危機が高まる中で、区は、区立施設の老朽化や耐震性の課題に迅速・的確に対応し、安全・安心な施設サービスを提供していく必要があります。

○　しかし、施設の改築・改修には多大な経費がかかります。仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合には、今後 30 年間に必要な改築・改修経費は約 2,779 億円と推計されます（平成 26 年 4 月 1 日現在）。年間では、平均すると約 93 億円となり、これは区が過去 10 年間に支出した改築・改修経費の年平均約 53 億円を大幅に上回る額であり、大きな財政負担となります。

区立施設の築年別内訳（平成 24 年度末現在）

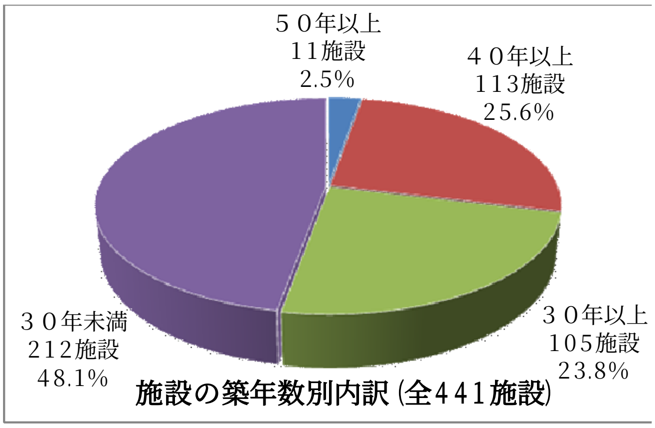

２．時代の変化に応じた区民ニーズへの対応

○　施設の現状に目を向けると、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により、多くの施設で設置当初に比べ利用状況が大きく変化しています。特に、女性の社会進出の本格化等に伴う保育施設の需要増加は著しく、当分の間、増加傾向が続くと予測されます。

○　一方、学校施設は、少子化の影響で児童生徒数が減少し、それに伴い学級数も減っていることから、学校によっては余裕教室が生じており、一部の学校では統合も実施されています。

○　児童館は、0 歳から 18 歳までの児童を対象とした施設ですが、中・高校生の利用は総じて少ない状況にある反面、保育需要に連動して、学童クラブ（児童館 42 館中 38 館に併設）の需要は大きく増加しています。

○　ゆうゆう館（旧敬老会館）は、60 歳以上の高齢者の専用施設として、元気な高齢者の健康づくりや生きがい活動の拠点となっています。近年、ＮＰＯ等の協働事業者による多様な事業が展開されるようになったことに伴い、利用者数は増えていますが、和室や小規模な部屋のほか、夜間の利用率が低いなど、貸出室や時間帯による利用のばらつきが大きく、全体の平均利用率は40%台となっています。

○　集会室についても、地域区民センターをはじめ、区民集会所、区民会館など様々な施設があり、区民のコミュニティ活動の場や趣味の活動の場として活用されていますが、利用率は平均して 60%台にとどまっています。

○　このように、施設ごとの利用率を見ると、需要に対して不足している施設がある一方で、必ずしも十分に活用されていない施設もあります。施設の必要性を利用率だけで測ることはできませんが、施設の更新・維持管理に多額の経費がかかり、施設を使わない区民もその経費を税金として負担している以上、利用状況を含め、施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設をより有効に活用していく必要があります。

○　そのためには、施設の再編整備を進めていくことが不可欠です。現在、築 50 年を越える施設は約 3%にとどまっていますが、10 年後には約 28%になる見込みです。再編整備の取組は、早期に実施するほど大きな削減効果が期待できます。施設の安全性の確保、持続可能な財政運営、そして新たな行政需要への対応を図るために、施設の再編整備は、区民の皆様と共に、今まさに取り組まなければならない喫緊の課題なのです。

第２章　計画の基本的な考え方

１．計画の位置付け

○　施設の再編整備は、今後、時代の変化に対応して継続的に見直しを行いながら、息長く進めなければならない課題です。本来であれば、30 年後の将来を見据えた計画にするのが望ましいところですが、時代の変化と区民ニーズに対応する計画とするために、総合計画の終期にあたる平成 33 年度までを第一期計画期間とします。具体化は段階的に進めることとし、第一期計画を円滑に推進するため、第一次実施プランを策定します。

○　第一次実施プランは、平成 30 年度までの計画とし、計画のうち老朽化・耐震性等の課題への対応など緊急性の高いものから重点的に取り組むこととし、平成 26 年度から着手するものは予算に必要経費を計上します。平成 27 年度以降の計画については、平成 26 年度に改定を予定している総合計画・実行計画に反映します。第二次実施プランは、総合計画の改定に合わせて平成 30 年度に策定します。

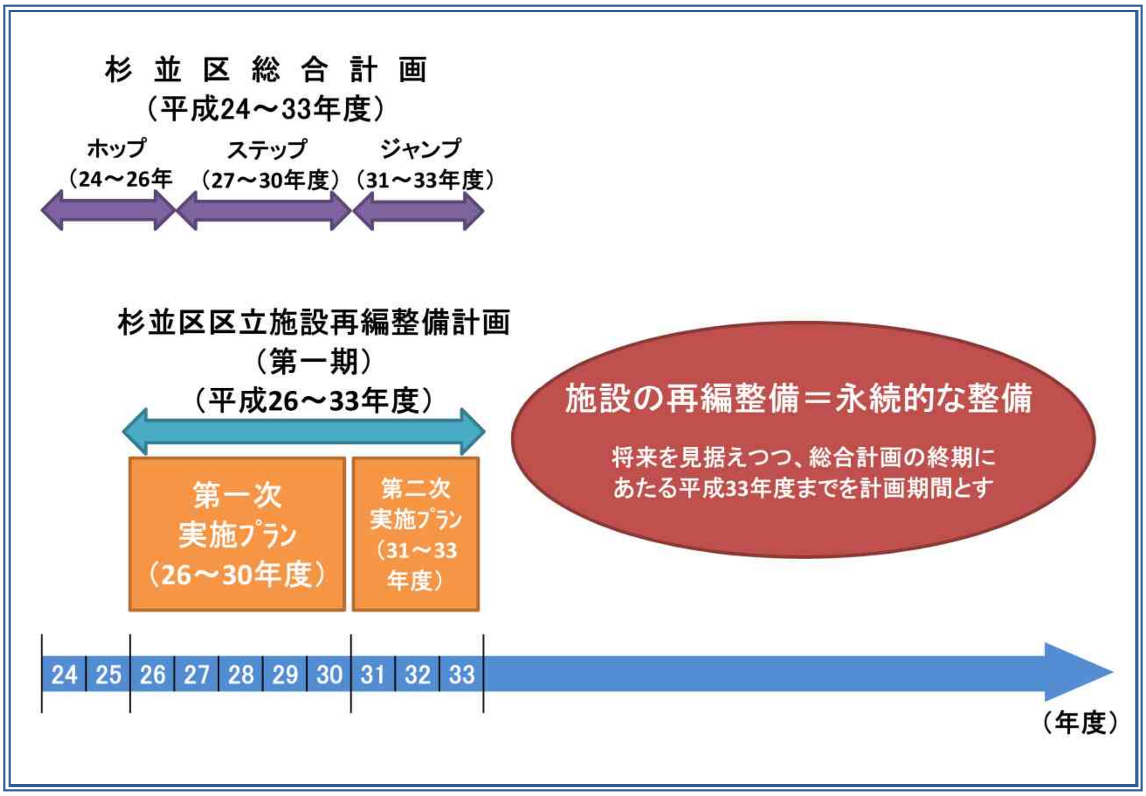

２．基本方針

（１）施設設置基準の見直し－7 地域の継承と 46 地区の基準の転換

これまで施設整備の基準としてきた７地域については、地域区民センターを核としたコミュニティの単位としても浸透しており、施設配置の地域バランスの観点からも施設整備の基準として継承し、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設づくりを推進します。

一方、人口が増大する時代には機能できた、46 地区に基づく施設配置の考え方については、少子高齢化への対応や施設の効率的な運営の観点から見直し、これまでの「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

（２）複合化・多機能化等による効率化の推進

施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を図ります。

生み出された果実（他用途への転用が可能となった施設・用地、財政効果）は、その時々の行政需要への対応に有効に活用し、区民福祉の向上を図っていきます。

（３）学校施設と学校跡地の有効活用

地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブをはじめとする子育て支援施設など他施設との複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には生徒児童数の減少などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。

また、統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討し、他施設への転用のほか、売却 ･民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。

（４）児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

0 歳から 18 歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、設置目的と利用実態との乖離が生じていること、「子ども・子育て支援新制度」(※P7 参照)の本格施行（平成 27 年度予定）に向け、子育て支援サービスに関する総合的な相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、施設としては廃止し、これまで担ってきた各種の子育て支援に関する機能・役割は、新たに設置する子育て支援施設等で継承します。

（5）ゆうゆう館の再編と地域展開

60歳以上の高齢者を対象としたゆうゆう館は、老朽化への対応と合わせて、保育園を併設する一部の施設で保育施設への転用を図るとともに、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割の継承を図りながら、順次、地域のコミュニティ施設へと転換・再編を進めていきます。

（6）地域コミュニティ施設の再編

地域区民センターと区民集会所を7つの地域コミュニティの核と位置付け、集会施設である区民会館、現在は特定の年齢層を対象にした施設である、ゆうゆう館（60歳以上の高齢者専用施設、旧敬老会館）、児童館（0歳から18歳までを対象にした児童厚生施設）の一部を対象に、施設の有効活用や世代間交流の観点から、子どもから高齢者まで、多世代が身近な地域で気軽に利用できる施設へと段階的に再編を図っていきます。

（7）緊急性の高い施設の優先整備

区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。

また、都市部における女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、需要が増加することが予測される保育施設について、区が所有する施設・用地のほか、東京都や国の財産を有効活用して、認可保育所を核とした優先的な整備を行い、女性が働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境整備を進めます。

※「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度のこと。新制度では、区市町村を実施主体として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしている。

３．対象となる区立施設

今回の計画で再編の対象とする区立施設は下記の施設とし、インフラ施設（道路、橋梁）は対象外とします。統合後の学校跡地と老朽化した学校の更新は検討対象とします。

再編整備の検討対象区立施設

- 1:保育施設等
  - 保育園
  - 子供園
- 2:学校施設
  - 小学校・中学校
  - 統合後の学校(学校跡地)
- 3:児童館等
  - 児童館・学童クラブ
- 4:ゆうゆう館
  - ゆうゆう館
- 5:集会施設
  - 地域区民センター
  - 区民集会所
  - 区民事務所会議室
  - 区民会館
  - 杉並会館
- 6:文化･教育施設等
  - 図書館
  - 科学館
  - 環境情報館
- 7:体育施設
  - 体育館
  - 運動場・プール
- 8:庁舎等
  - 区民事務所･分室･駅前事務所
  - 公園緑地事務所･土木事務所
  - 保健所・保健センター等
  - 清掃事務所･支所･分室等
  - 産業商工会館
  - 消費者センター
- 9:障害者施設
  - 障害者通所施設
  - こども発達センター
  - 障害者福祉会館
  - 視覚障害者会館
  - 障害者交流館
- 10:公共住宅
  - 区営住宅
  - 区民住宅
  - 高齢者住宅(みどりの里)
- 11:自転車駐車場･集積所
  - 自転車駐車場・集積所
- 12:児童遊園･遊び場
  - 児童遊園・遊び場
- 13:民営化宿泊施設
  - 湯の里「杉菜」
  - コニファーいわびつ
  - 富士学園
  - 弓ヶ浜クラブ

杉並区区立施設再編整備計画(第一期)(素案)

第一次実施プラン

（平成２６～３０年度）

（中間のまとめ）

第一次実施プラン（平成 26～30 年度）

1. 基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 再編整備の方向性と具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（1） 保育園・子供園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（2） 学校施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（3） 児童館・学童クラブ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（4） ゆうゆう館 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（5） 集会施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

（6） 文化・教育施設等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（7） 体育施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

（8） 庁舎等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

（9） 障害者施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

（１０） 公共住宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

（１１） 自転車駐車場・集積所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

（１２） 児童遊園・遊び場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

（１３） 民営化宿泊施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

1．基本的な考え方

第一次実施プラン（以下「実施プラン」という。）は、行財政改革基本方針に基づき策定する杉並区区立施設再編整備第一期計画（以下「第一期計画」という。）を着実に推進していくための具体的な実施計画として策定するものです。

実施プランでは、当分の間、需要の増加が見込まれる保育施設の整備、「子ども・子育て支援新制度」（※P7 参照）の本格施行等を踏まえた児童館の再編、老朽化や耐震性等の課題から更新の緊急性の高い施設の再編に重点的に取組むとともに、これらを実現するために、地域の最大の公共空間である学校施設の複合化・多機能化を推進します。

また、子ども関連施設の再編の進捗状況を踏まえ、第二次実施プランで計画化を予定している集会施設やゆうゆう館などの地域コミュニティ施設の再編の検討に着手します。

再編整備にあたっては、区民意見交換会等を開催し、幅広く区民の皆様のご意見を聞きながら合意形成を図っていきます。

2．計画期間

実施プランは、第一期計画の始期である平成 26 年度から、杉並区総合計画（10 年プラン）（平成 24～33 年度）のステップ（第 2 段階）期間の終期である平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、第二次実施プランは、総合計画の改定に合わせて、平成 30 年度に策定（計画期間：平成 31～33 年度）します。

3．再編整備の方向性と具体的な取組

（１）保育園・子供園

【施設の概要】

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
保育園	保護者が就労などで保育ができない場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設	44	631㎡	99.8%
子供園	保護者の就労形態にかかわらず幼児を受け入れ、質の高い教育及び保育を一体的に行う区独自の幼保一体化施設	6	679㎡	88.0%

【施設の配置】

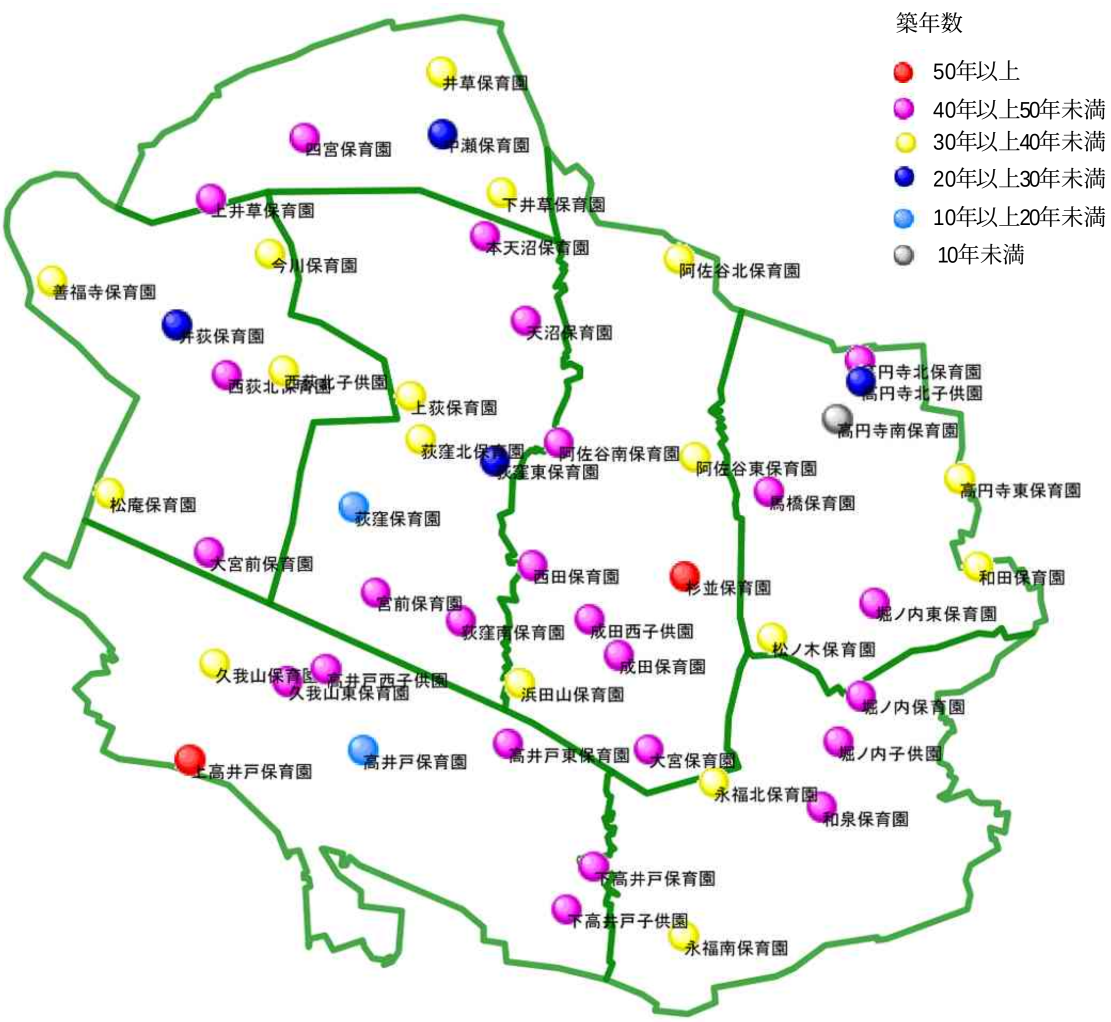

【課題と再編整備の方向性】

区では現在、平成 26 年 4 月の待機児童ゼロを実現するため、「待機児童対策緊急推進プラン」に基づく保育施設等の整備を精力的に進めています。今後も都市部における女性の社会進出の本格化等を背景に、当分の間、保育需要は増加すると見込んでおり、女性が働きながら安心して子どもを産み育てられるよう、引き続き保育施設の整備を推進していきます。

また、既存の区立保育園・子供園は、その多くが築30年以上であり、そのうち 26 園は築 40 年以上を経過しています。これらの施設の老朽化への対応が課題となっているため、改築時の仮設園舎の確保を含め計画的に整備を進めていきます。

【具体的な取組】

○今後の保育需要の動向等を踏まえ、区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、東京都や国の財産を有効に活用して、認可保育所を核とした保育施設の整備を引き続き推進します。

○老朽化した保育園・子供園は、計画的に改築を進めます。改築時に設置する仮設園舎は、近隣にある複数の保育施設の改築に利用して有効活用を図ります。

○指定管理者制度の導入や民営化を図り、サービスの維持・向上と運営の効率化を進めます。

（2）学校施設

【施設の概要】

施設種別	施設数	平均規模
小学校	42	5,916 ㎡
中学校	23	7,044 ㎡

*平成 25 年 4 月 1 日現在

【施設の配置】

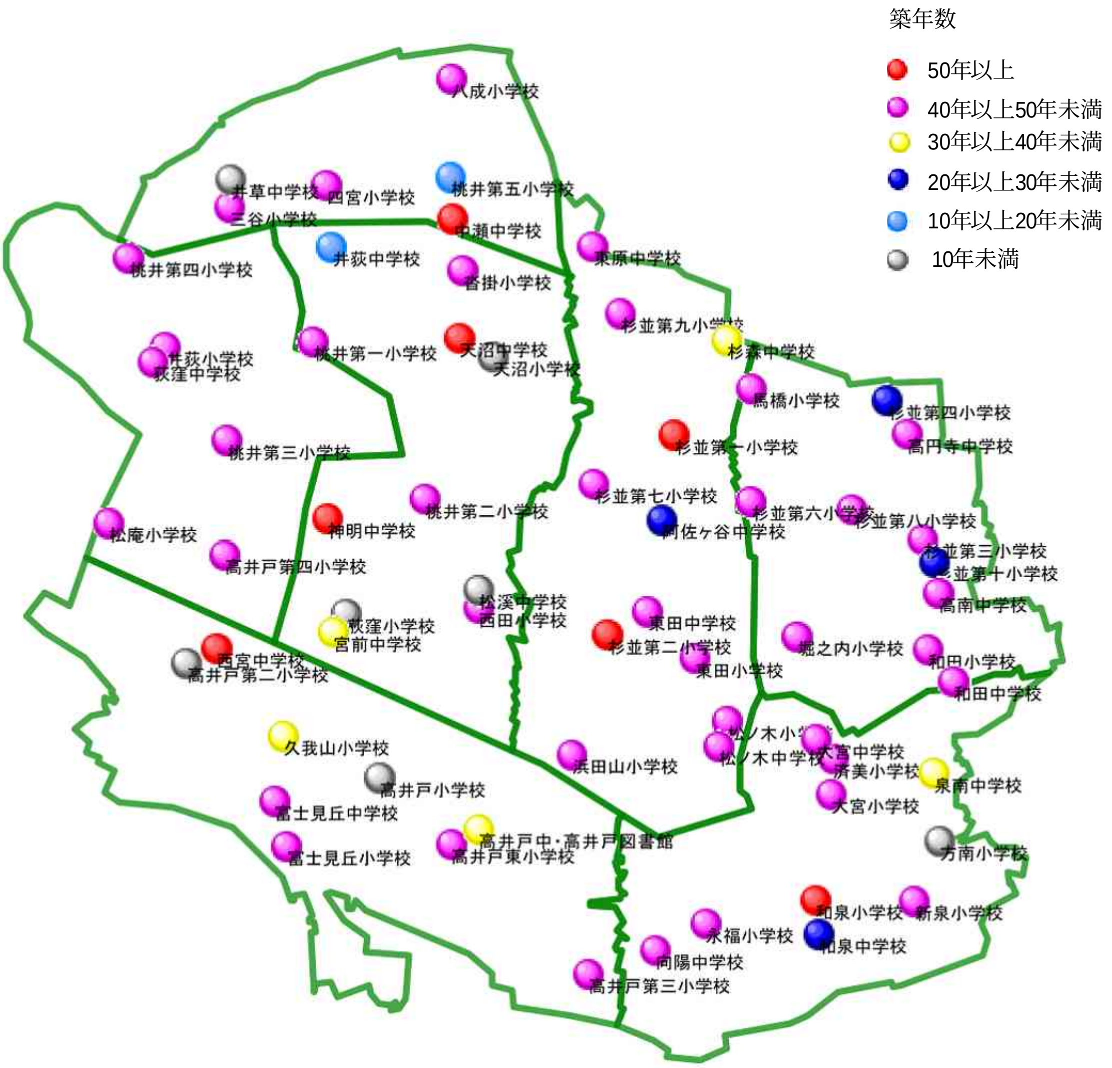

【課題と再編整備の方向性】

現在、区立の小学校は42校、中学校は23校ありますが、今後30年間で約50校が築 50 年以上経過し、老朽化により次々に改築時期を迎えます。このため、昭和50年代をピークに減少傾向にある児童生徒数の動向を見据え、計画的かつ効果的・効率的な改築整備を進める必要があります。

一方、校舎内の教室や敷地内に一定の余裕のある学校もあり、学びの場にとどまらず、子どもの安全・安心な放課後の居場所として、学校施設を有効に活用することが求められています。

このような状況から、今後改築する際は、学校の施設規模をスリム化することにより、他施設との複合化・多機能化を進め、より一層、地域コミュニティの核となる施設づくりを進めます。既存の学校についても、余裕教室等を活用した学童クラブや小学生の放課後居場所事業の校内での実施を進め、時代のニーズに的確に対応していきます。また、適正配置に伴う学校の跡地については、区民福祉の向上に役立つよう、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から有効な活用策を検討します。

【具体的な取組】

○杉並第一小学校は築後 56 年を経過しており、老朽化に伴う改築に合わせて、耐震性等に課題がある産業商工会館と杉並会館、さらには近隣の阿佐谷地域区民センターとの複合化を図ることとし、早期に着手します。

○学童クラブは保護者の要望等を踏まえて小学校内での実施を基本とし、順次移転整備を進めます。また小学生の放課後居場所事業についても、地域団体との協働も視野に運営方法を検討し、小学校内での実施を推進します。

○旧若杉小学校や統合後の新泉小学校の跡地については、災害対策の視点から防災スペースを確保するとともに、地域のまちづくりや区民福祉の向上に資する跡地活用を図ります。なお、旧若杉小学校については、当面は、既存校舎を活用して保育施設を拡充し、増加する保育需要に対応していきます。

○旧永福南小学校の既存校舎については、福祉系施設への転用を基本として検討を進めます。また、体育館は、近隣の永福体育館が老朽化しているため、地域体育館に転用します。

(３)児童館・学童クラブ

【施設の概要】

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
児童館	0歳から18歳までの児童の健全育成に資するため、児童福祉法に基づき、小学生の放課後居場所事業や子育て支援事業等の実施を目的として設置	42 ※児童青少年センターを含む	657 ㎡	―
学童クラブ	保護者が就労などにより、昼間留守になる家庭の児童を対象にした放課後の生活の場として設置 (学童クラブは児童館併設を含めると49施設)	児童館併設 38 単独館 11	101 ㎡	97.4%

※「児童青少年センター」：中・高校生を主な利用対象とする大型児童館

【施設の配置】

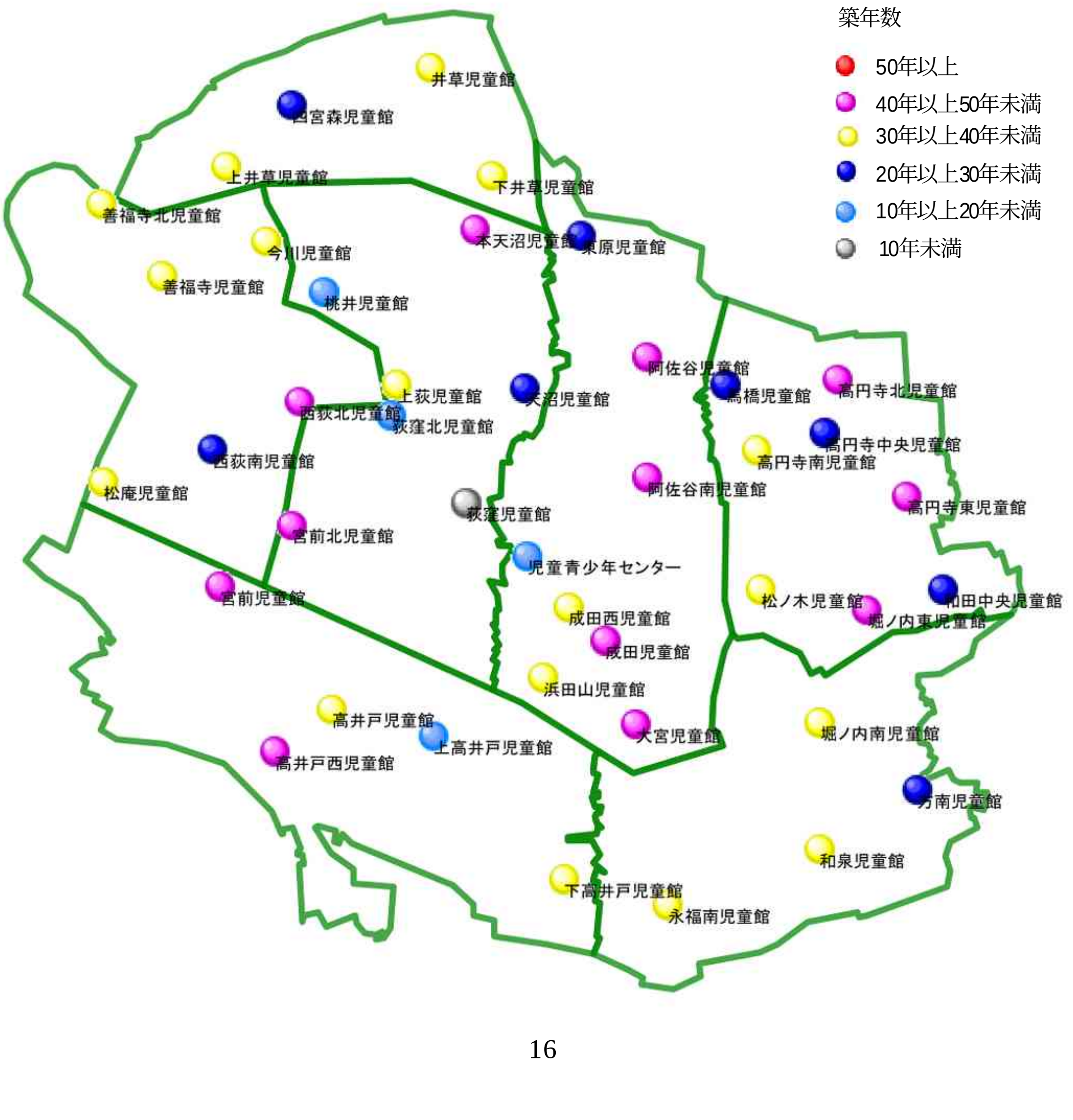

【課題と再編整備の方向性】

児童館は、0 歳から 18 歳までの児童の健全育成を目的に設置された施設で、38 館が学童クラブを併設しています。近年では、女性の社会進出の本格化等に伴って学童クラブの需要は大幅に伸びている一方、中・高校生の利用は極めて少数にとどまるなど、設置目的と利用実態には大きな乖離が生じています。また、「子ども・子育て支援新制度」(※P7 参照)の本格施行（平成 27 年度予定）に向け、子育て支援サービスに関する総合的な相談や情報提供等を行うための地域子育て支援拠点を整備していくことが課題となっています。

これらの状況等を踏まえ、現在の児童館としての施設は廃止し、これまで児童館が担ってきた子育て支援に関する機能・役割は、新たな子育て支援施設等で再編します。

【具体的な取組】

○学童クラブや小学生の放課後居場所事業は、児童の安全と健全な育成環境を確保するため、小学校内での実施を基本として、計画的な移設等を進めます。また、増大する学童クラブの需要に対応するため、当面、一部の児童館施設（10 か所程度）を学童クラブ専用館として活用します。

○「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度以降に本格施行されることを受け、新たに（仮称）子どもセンター（9 か所程度）を段階的に整備し、身近な地域の子育て支援拠点として、保育をはじめとする子育て支援サービスに関する総合的な相談及び情報提供、乳幼児親子のつどいの広場（ゆうキッズ）、一時預かり保育等を一体的に行います。5 か所は各保健センター内に設置し、母子保健との連携により総合的な子育て相談支援等を行い、4 か所程度は既存の児童館施設を活用して設置します。

○中・高校生の居場所事業は、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえて今後のあり方を検討・具体化することとし、それまでの間は、児童青少年センターや（仮称）子どもセンター等を活用して実施します。

○ゆうキッズは、（仮称）子どもセンターのほか、学童クラブ移設後の小学校や学童クラブ専用館等で事業展開を図ります。

○これまで児童館が担ってきた、青少年育成委員会等の関係団体の活動を支援する機能・役割は、（仮称）子どもセンター等で継承します。

○学童クラブ専用館や(仮称)子どもセンターに転用しない児童館は、保育園や地域コミュニティ施設への転用を検討します。児童館廃止後、転用等の活用方法が決まるまでの間は、既存施設の暫定活用を図ります。

（4）ゆうゆう館

【施設の概要】

設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
60 歳以上の区民の福祉増進を目的に、高齢者の健康増進、介護予防、教養向上、レクリエーション、生きがい活動支援、社会参加支援等の場として設置	32	246 ㎡	41.4%

【施設の配置】

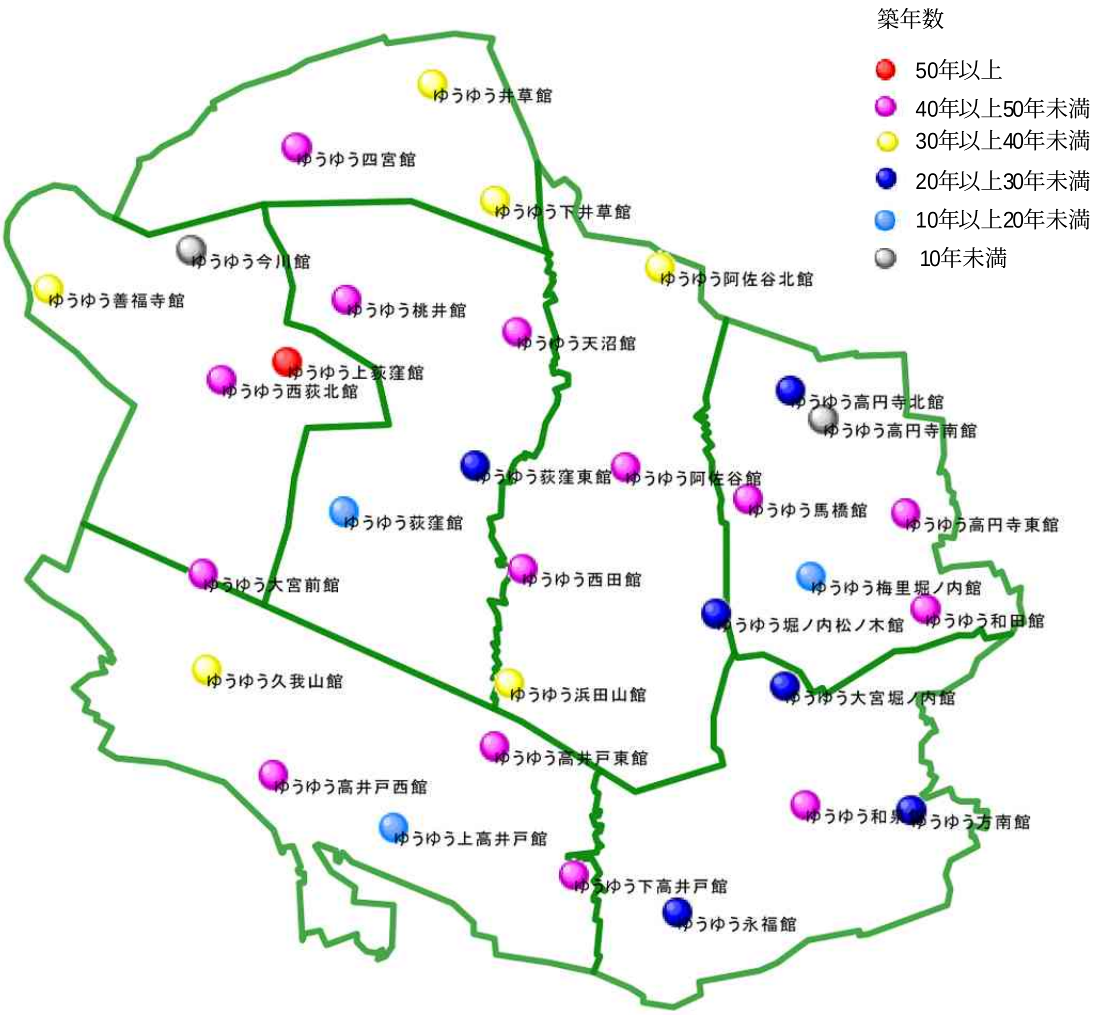

【課題と再編整備の方向性】

ゆうゆう館は、平成 18 年度に前身の敬老会館から名称を改めるとともに、その位置付け、運営方法等の見直しを行い、「生涯現役を応援する地域拠点」として、NPO 法人等との協働事業等に取り組んできました。
現在では年間利用者が 40 万人を超えるとともに登録団体も倍増し、高齢者の社会参加や交流、生きがい活動の拠点としての機能と役割を果たしています。今後さらに高齢化が進展する中、身近な地域での活動の場の必要性は、大きくなるものと見込まれます。

一方で、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、効率化の視点からはさらなる工夫が求められます。また、全体の半数近く（15 施設）が築 40 年を越え、その多くが他の施設を併設しています。このため、老朽化への対応や併設施設の更新方針との調整が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、一部の保育園併設施設では、喫緊の課題である保育施設への転用を優先させることとしますが、そうした場合においても代替施設の確保を図りながら、ゆうゆう館の機能と役割を継承するとともに、多くの世代にも有効に活用可能な体制を整え、身近な地域におけるコミュニティ施設として順次転換、再編を進めていきます。

【具体的な取組】

○当面、ゆうゆう館の集会室について、町会や青少年育成会等の地域団体の利用枠を確保するとともに、平成 27 年 1 月のさざんかねっと予約システム(※)の改修に合わせ、夜間の目的外利用のシステム予約を可能にし、利用率の向上を図ります。

○老朽化した保育園併設のゆうゆう館の改築の際には、代替施設を確保したうえで保育園に転用します。

○ゆうゆう館を幅広い高齢者が利用でき、かつ多世代が集うことのできる地域コミュニティ施設への転用を検討します。

※「さざんかねっと 」: パソコンや携帯電話などのインターネット、電話または各施設に設置されているタッチパネル式パソコンを使って、施設の予約や抽選申し込み、施設の空き情報が確認できるシステム。

（5）集会施設

【施設の概要】

	設置目的	施設数	平均規模	平均利用率
地域区民ｾﾝﾀｰ	区民相互の交流や活動によりコミュニティの形成を図る地域の集会施設	7	3,651 ㎡	64.5%
区民集会所		10	461 ㎡	65.2%
区民会館	小規模なホールを備えた集会施設（和田堀会館を除く）	4	646 ㎡	62.5%
区民事務所会議室	集会や活動等ができる地域に身近な集会施設	18	350 ㎡	59.2%
杉並会館	宴会室やｱﾆﾒｰｼｮﾝﾐｭｰｼﾞｱﾑを有する集会施設	1	3,598 ㎡	42.6%

（参考）集会施設の地域毎の利用率

井草	西荻	荻窪	阿佐谷	高円寺	高井戸	方南和泉
53.7%	66.0%	59.5%	77.3%	60.6%	59.8%	64.4%

【施設配置】

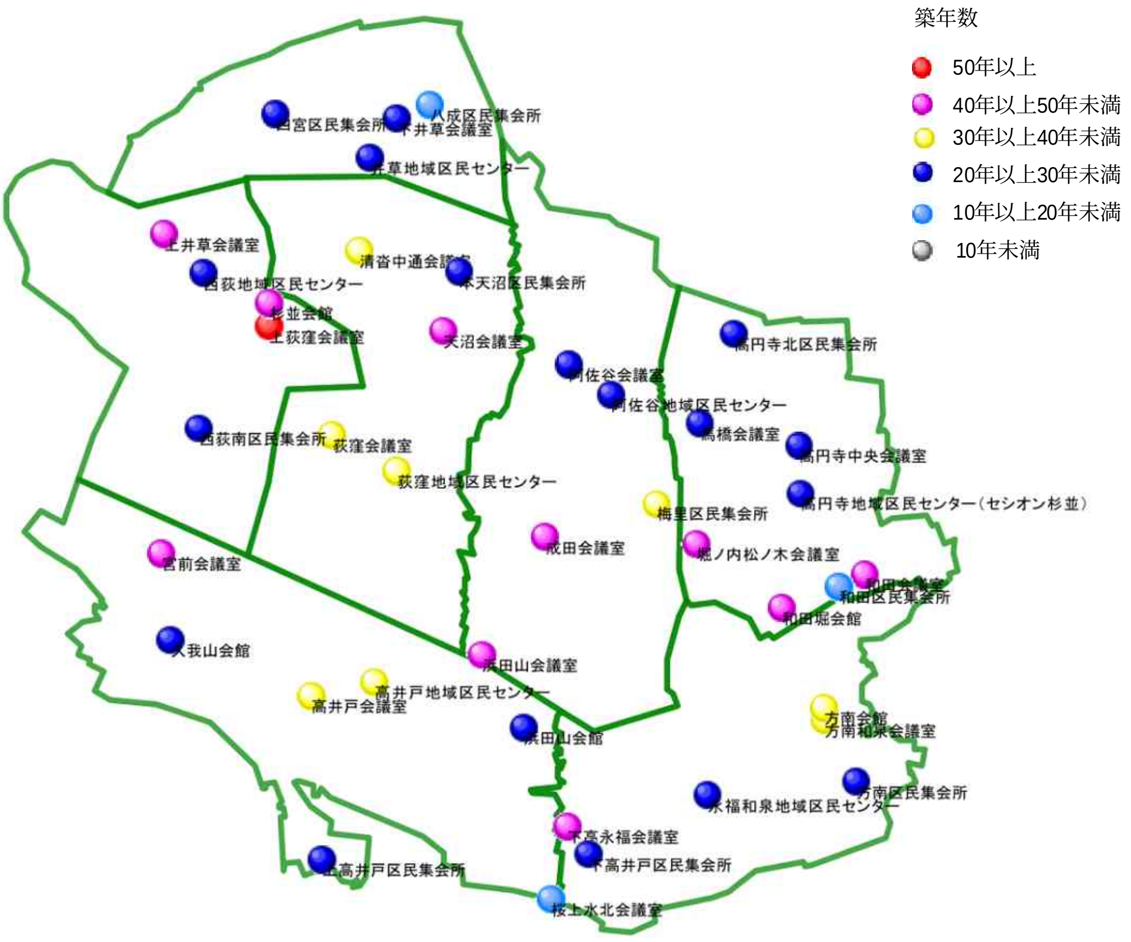

【課題と再編整備の方向性】

地域には、地域区民センター、区民集会所、区民会館や区民事務所会議室のほか、高齢者を対象としたコミュニティ施設としてのゆうゆう館等があり、集会や趣味の活動など様々なコミュニティ活動の場として活用されています。しかし、これらの施設の利用率は平均して 60%台にとどまっています。今後は利用状況や利用者ニーズを踏まえ、施設の規模や機能を見直し、施設の有効活用を図る必要があります。

地域区民センターと区民集会所については、これまでの地域コミュニティの核としての位置付けを継承・活用するとともに、その他の集会施設及びゆうゆう館、さらに再編後に利用する必要がなくなった児童館については、必要数や利用形態の精査を行ったうえで、多世代がいつでも身近に利用できる地域コミュニティ施設へと再編を図っていきます。ただし、これらの施設については、保育施設への転用を優先して実施するため、転用する施設が具体化した後の第二次実施プラン（平成 31～33 年度）において本格的に再編を進めていきます。

新たなコミュニティ施設は、町会やボランティアの活動、地域交流イベントや文化活動など、幅広い世代が学び・集い・交流できる施設として整備します。

なお、特に利用率の低い施設や耐震性等の課題のある施設等については、地域コミュニティ施設への再編に先行して再編整備を進めていきます。

【具体的な取組】

○地域コミュニティ施設の再編に向け、地域区民センターと区民集会所を 7 つの地域コミュニティの核と位置付け、区民会館、ゆうゆう館、児童館を加え、地域ごとに施設の利用実績や利便性などを検証したうえで、適正な施設配置を検討します。

○杉並第一小学校の校舎改築に合わせて杉並会館、阿佐谷地域区民センター、産業商工会館を移転し、複合化を図ります。なお、阿佐谷地域区民センターは、移転までの間、現在の施設を継続して活用します。（P15 再掲）

○杉並会館は築 45 年を越え、耐震化、設備機器の老朽化、バリアフリー化が課題となっているため耐震補強を実施し、杉並第一小学校の改築に合わせた移転までの間、継続して活用します。

○区民事務所会議室は、ゆうゆう館も含む他のコミュニティ施設にその機能を取り込み、廃止します。

○和田堀会館は、利用率が 29.1%と特に低く、老朽化も進んでいるため廃止し、用地を売却の方向で検討します。

○西荻地域区民センター（勤労福祉会館併設）、高円寺地域区民センター（セシオン杉並）は、長期修繕計画により保全工事を実施し、引き続き施設の有効活用を図ります。

（6）文化・教育施設等

【施設の概要】

	設置目的	施設数	平均規模
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して区民の利用に供し、教養、調査研究等に資することを目的として設置	13	1,496 ㎡
科学館	学校の科学教育の振興と充実、区民の科学的教養の向上を図ることを目的として設置	1	2,762 ㎡
環境情報館	環境や省エネ、リサイクルなどに関する総合的な情報の収集・提供や講座・講習会の開催などの事業を行うことにより、区民一人ひとりの環境に配慮した行動を推進することを目的として設置	1	467 ㎡

【施設の配置】

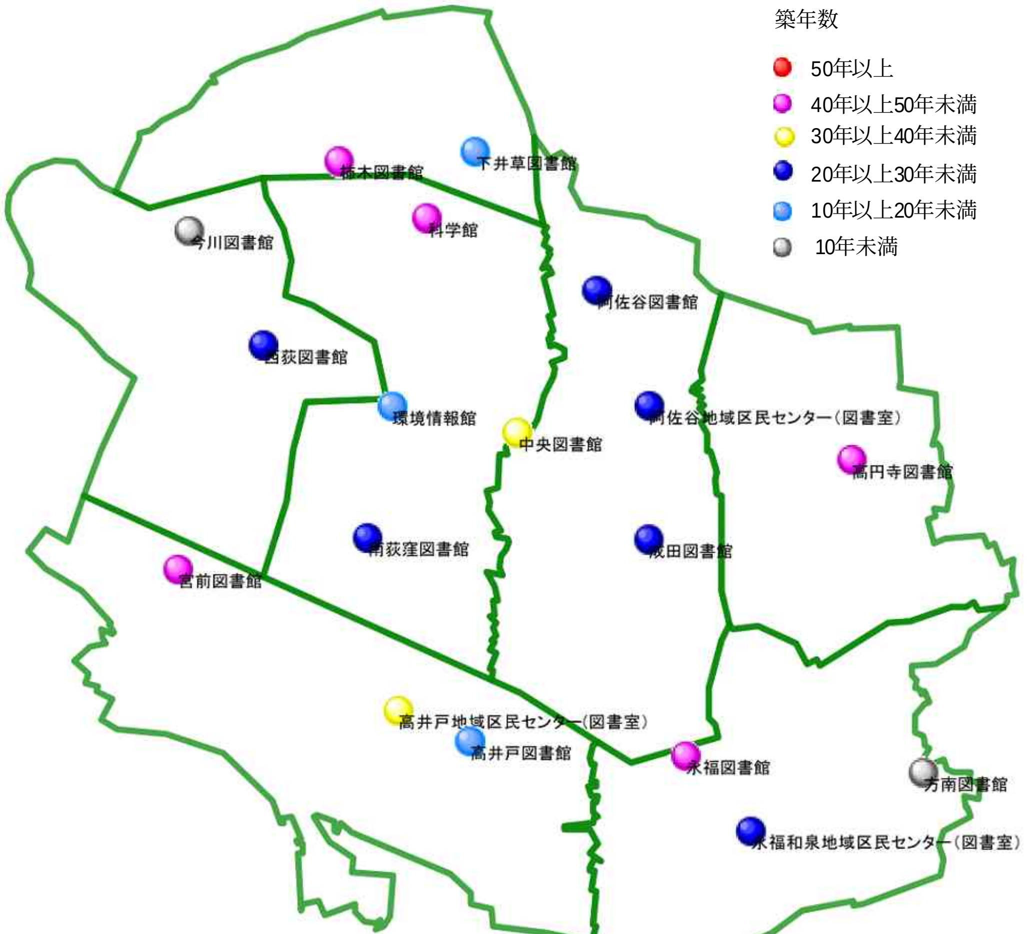

【課題と再編整備の方向性】

（図書館等）

図書館は「7 地域 14 館（1 地域あたり 2 館）」構想に基づき整備してきましたが、高円寺地域の 2 館目の設置が課題となっています。

図書館 13 館のうち、永福・柿木・高円寺・宮前の 4 館が築 40 年以上経過しており、老朽化への対応が課題となっています。また、中央図書館は設備等の老朽化により改修工事が必要となっています。図書の蔵書数は増え続けており（現在約 230 万冊で 23 区中 1 位）、改築時には蔵書スペースを含めた施設規模を縮小する必要があります。

以上のことを踏まえ、これからの図書館は、他施設との複合化・多機能化による共有スペースの確保など、施設規模のスリム化による運営の効率化を図ります。

なお、図書館サービスを補完する目的で地域区民センター内に設置された図書室については、地域図書館の整備に伴い利用者が減少しており、見直しが必要となっています。

（科学館）

科学館は築 40 年以上が経過し、施設設備の老朽化が進んでおり、バリアフリー化が課題となっています。ここ数年、利用者は横ばい傾向ですが、そのうち 7～8 割が学校の移動教室（理科実験）による利用です。科学館の設備は老朽化が進む一方、学校の理科室の設備は整備されつつあることから、科学館で移動教室を行う必要性は薄れてきています。そのため、当面の間、学校教育部門と生涯学習部門の機能を分離します。

（環境情報館）

環境情報館は、学習室の利用率は約 8 割ですが、そのうち環境活動を目的とした利用は約 3 割にとどまっています。環境政策充実の観点から、今後の果たすべき役割を検討していきます。

【具体的な取組】

（図書館等）

○地域住民の利便性の向上を図るため、高円寺地域に、既存施設を活用した 2 館目の図書館設置を検討します。

○永福和泉区民事務所桜上水北分室の廃止（※）に伴い、同施設に図書サービスコーナーを新設し、周辺地域のサービス向上を図ります。また、高円寺駅前事務所の廃止（※）に伴い、高円寺駅前図書サービスコーナーは近隣施設に移転し、高円寺地域への 2 館目の図書館設置までの間サービスを継続します。

○阿佐谷地域区民センター及び永福和泉地域区民センター内にある図書室は、利用者が減少しているため廃止し、他用途への転用を検討・実施します。

○中央図書館は、設備等の老朽化に伴い、長期修繕計画による改修・保全工事を行います。

○蔵書数の削減を図り、省スペース化を推進します。

（科学館）

○学校教育部門（児童・生徒のための事業）は済美教育センターへ移転し、理科の移動教室については、職員が学校へ出向く形態に変更します。科学教室・講座・展示等の生涯学習部門（区民のための事業）については、当面の間、現施設で継続します。

（環境情報館）

○今後のあり方について検討を行います。

※P29 参照

（7）体育施設

【施設の概要】

施設種別	施設数	平均規模	利用率
体育館	6	2,893 ㎡	97.6%
運動場	14	336 ㎡	86.2%
プール	5（屋内 3、屋外 2）	1,154 ㎡	

(※)運動場の平均規模は体育用建物がある施設の平均値

【施設の配置】

【課題と再編整備の方向性】

体育施設は、地域体育館 6 館、運動場 14 所、プール 5 所（屋内 3、屋外 2）があり、ほとんどの施設が稼働率 90%以上となっています。地域体育館は、3 館（大宮前、妙正寺、永福）が築 40 年以上経過しており、このうち大宮前体育館については改築工事中であり、妙正寺体育館についても改築が計画化されていますが、残る永福体育館については、老朽化への対応が課題となっています。また、和田堀公園プールは築 50 年を迎え、今後のあり方の検討が必要です。

老朽化施設については、更新を含め計画的な再編を行うとともに、再編後の施設跡地については、区民福祉の向上に役立つよう、災害時の防災対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討し、他用途への転用または売却等を図ります。

【具体的な取組】

○現大宮前体育館移転後の跡地については、保育施設と高齢者施設の併設施設として活用します。

○永福体育館を旧永福南小学校体育館へ移転します(※)。現永福体育館の跡地は売却又は貸付を検討します。

○和田堀公園プールについては、今後のあり方を検討します。

※P１５を再掲

（８）庁舎等

【施設の概要】

設置目的	施設数	平均規模
(本庁舎) 区の行政の拠点として行政サービスを総合的に提供	1	37,996 ㎡
(区民事務所、分室、駅前事務所) 各種届出や証明書類の発行などの窓口として、本庁のほかに６か所の区民事務所・分室と４か所の駅前事務所を設置	10	160 ㎡
(保健センター) 地域の保健活動の拠点として、身近な保健サービスを総合的に実施し、区民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法の規定に基づき設置	5	930 ㎡
(杉並清掃事務所) 杉並区が行う一般廃棄物の収集・運搬業務等の拠点として、杉並清掃事務所、同方南支所、同下井草分室、同高円寺車庫を設置	4	1,460 ㎡
(産業商工会館) 杉並区における産業の振興発展を図る施設として設置	1	1,666 ㎡

【施設の配置】

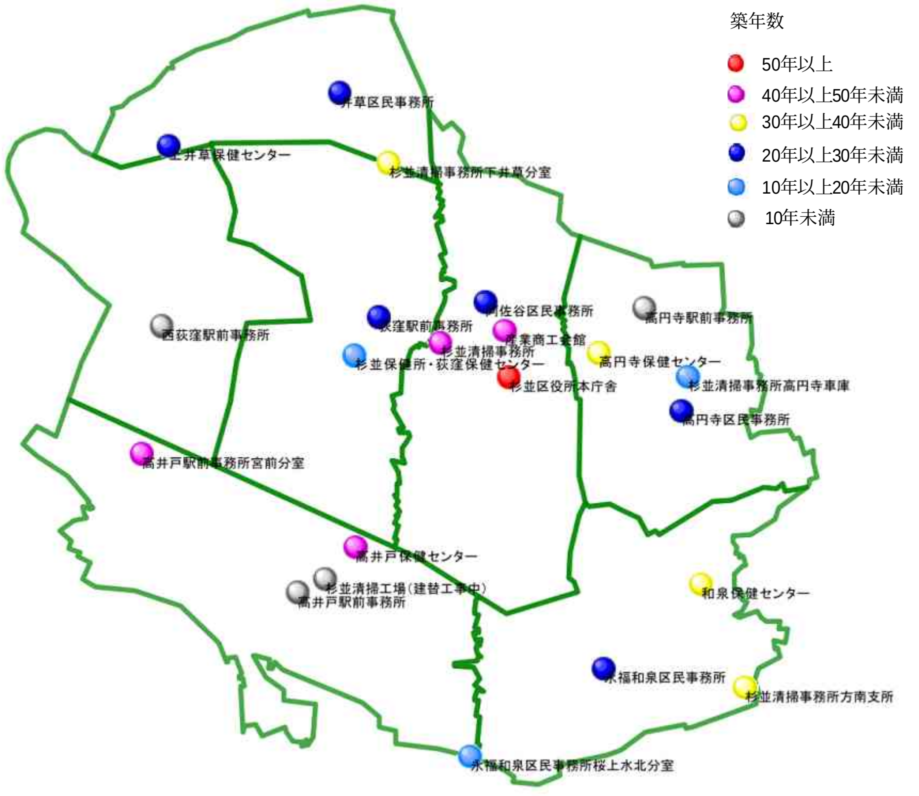

【課題と再編整備の方向性】

（本庁舎）
区役所本庁舎の東棟は、昭和 38 年に竣工、昭和 45 年に 6・7 階を増築し、平成 5 年に耐震補強を行っています。東棟は築 50 年を経過し、設備も老朽化しており、今後、改築に向けた検討を行います。

（区民事務所、分室、駅前事務所）
区民事務所、分室、駅前事務所は、窓口の事務取扱件数が減少傾向にあり、平日夜間・土曜の窓口についても、利用率はいずれも低い状況にあります。また、証明書自動交付機の利用率は総じて高いものの、低利用の設置場所があることや運営経費の負担などの課題があります。そのため、区民事務所等の配置のあり方とサービスを見直し、地域バランスの確保や区民サービスの向上を図ります。

（保健センター）
地域の保健活動拠点としての役割を踏まえ、（仮称）子どもセンターと複合化し、施設の効率的な活用とともに、母子保健との連携による子育て支援の充実を図ります。
また、和泉保健センターは、バリアフリー基本構想の重点整備地区内にあるため、高齢者や障害者、妊産婦など誰もが利用できる施設づくりを進めるバリアフリー基本構想に則した整備を進めます。

（杉並清掃事務所）
築 47 年を経過し、老朽化と耐震性の課題があります。平成 12 年度に東京都から施設の移管を受けましたが、移管時の条件から 20 年間は他の用途で利用できない制約があります。平成 32 年度には、他の用途にも活用できるようになることから、早期に改築の計画に着手します。

（産業商工会館）
老朽化により耐震性が不足しており、バリアフリー化も図れていません。利用者の安全性等を確保するため、現在の施設を廃止し、杉並第一小学校の改築に合わせて、機能の移転・複合化を図ります。

【具体的な取組】

（本庁舎）

○中長期修繕計画に基づき、計画的な保全を進めるとともに、東棟の改築に向けた検討を着実に進めていきます。

（区民事務所、分室、駅前事務所）

○現在の自動交付機に比べ、より安価な経費で設置場所や利用時間が大幅に拡大する証明書類のコンビニ交付システムを導入し、区民の利便性の向上を図ります。

○コンビニ交付システムの導入によるサービス拡充に合わせて、区民サービス窓口のあり方を見直し、７地域に１か所ずつ配置することを基本に阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の 4 事務所を平成 26 年末に廃止します（阿佐谷区民事務所はゆうゆう阿佐谷館代替施設、宮前分室は保育施設、桜上水北分室は図書サービスコーナーに転用）。また、平日夜間・土曜窓口開設時間を見直し、すべての区民事務所において、土曜は月 2 回、平日夜間（本庁舎を除く）は週１回窓口を開設していきます。

（保健センター）

○母子保健との連携による総合的な子育て相談支援等を行うため、保健センター（5 所）に、(仮称)子どもセンターを設置します。

○和泉保健センターは、バリアフリー化のための改築を行います。その際、他の施設との複合化を検討します。

（杉並清掃事務所）

○改築に合わせて方南支所、下井草分室を移転集約し、敷地の有効（高度）利用を図ります。現在の施設は平成 28 年以降に閉鎖し、改築が完了するまでは方南支所、下井草分室、高円寺車庫に機能を分散配置します。

○清掃事務所方南支所の移転に合わせて、障害者施設への転用を検討します。

（産業商工会館）

○杉並第一小学校の改築と合わせて、杉並会館、阿佐谷地域区民センターとともに移転し複合化を図ります。

○現在の施設は平成 26 年度末に廃止し、展示室、集会室、ホールは杉並第一小学校への移転まで、阿佐谷地域区民センターなどを活用して機能を継続します。

○併設のゆうゆう阿佐谷館は、代替施設として平成 27 年度から阿佐谷区民事務所に暫定的に移転します。

○産業商工会館内にある就労支援センターは、国が進める生活困窮者対策の見直しと、それに伴う包括的な総合相談体制の構築を視野に、あんさんぶる荻窪に移転し、福祉事務所との連携を強化します。同じく、勤労福祉会館で実施予定の就労準備訓練業務等も、就労支援センターとの業務の連携を図るため、あんさんぶる荻窪に移転します。

（9）障害者施設

【施設の概要】

設置目的		
(障害者通所施設) 障害者総合支援法に基づく身体障害者・知的障害者の生活介護・自立訓練等や心身に障害のある児童の自立のために必要な相談・指導及び訓練の実施を目的として設置 (障害者福祉会館等) 障害者福祉の増進を目的として設置		
	施設数	平均利用（稼働）率
通所施設等	4	－
障害者福祉会館等	4	－

【施設の配置】

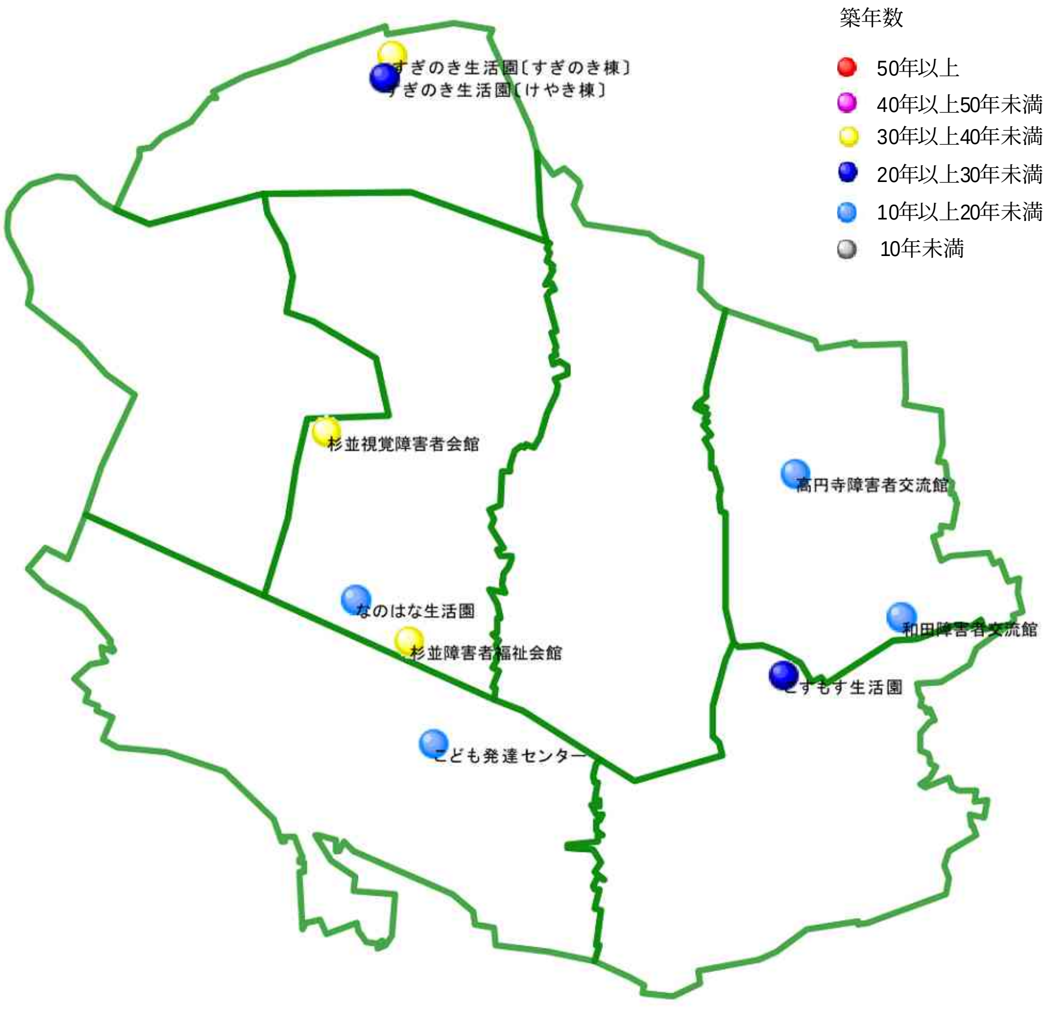

【課題と再編整備の方向性】

通所施設については定員を超える通所希望があること、また将来的な需要の増加や障害者関係の法律改正の趣旨などを踏まえ、障害者（児）が地域で安心して生活できるための施設等を引き続き整備していく必要があります。

こうした需要増等に対応するため、今後の障害者（児）施設の整備については、民間事業者を中心として推進していきますが、再編によって生み出された施設や区有地を活用し、民間事業者に対して整備用地の確保などの支援を図っていきます。

【具体的な取組】

○既存施設について、併設施設との調整等によりスペースの拡充を図り、利用者が増えている重度知的障害者通所施設の定員確保に努めます。

○杉並清掃事務所方南支所の移転に合わせて、その跡地の障害者施設への転用を検討します。

○再編整備によって新たに生み出された施設や用地を活用し、障害者（児）の地域生活を支援する施設やグループホーム等の整備を推進します。

（10）公共住宅

【施設の概要】

設置目的	施設規模
(区営住宅) 住宅に困窮している一定所得以下の区民を入居対象として設置	31 団地 （850 戸）
(高齢者住宅（みどりの里）) 住宅に困窮する一定所得以下の区民のうち、65 歳以上の方を入居対象として設置	15 団地 （374 戸）
(区民住宅（ベル・サラン）) 一定の所得基準の範囲内にある中堅所得世帯で、18 歳未満の子どもが一人以上いる子育て世帯の区民を入居対象に設置	5 団地 （59 戸）

【施設配置】

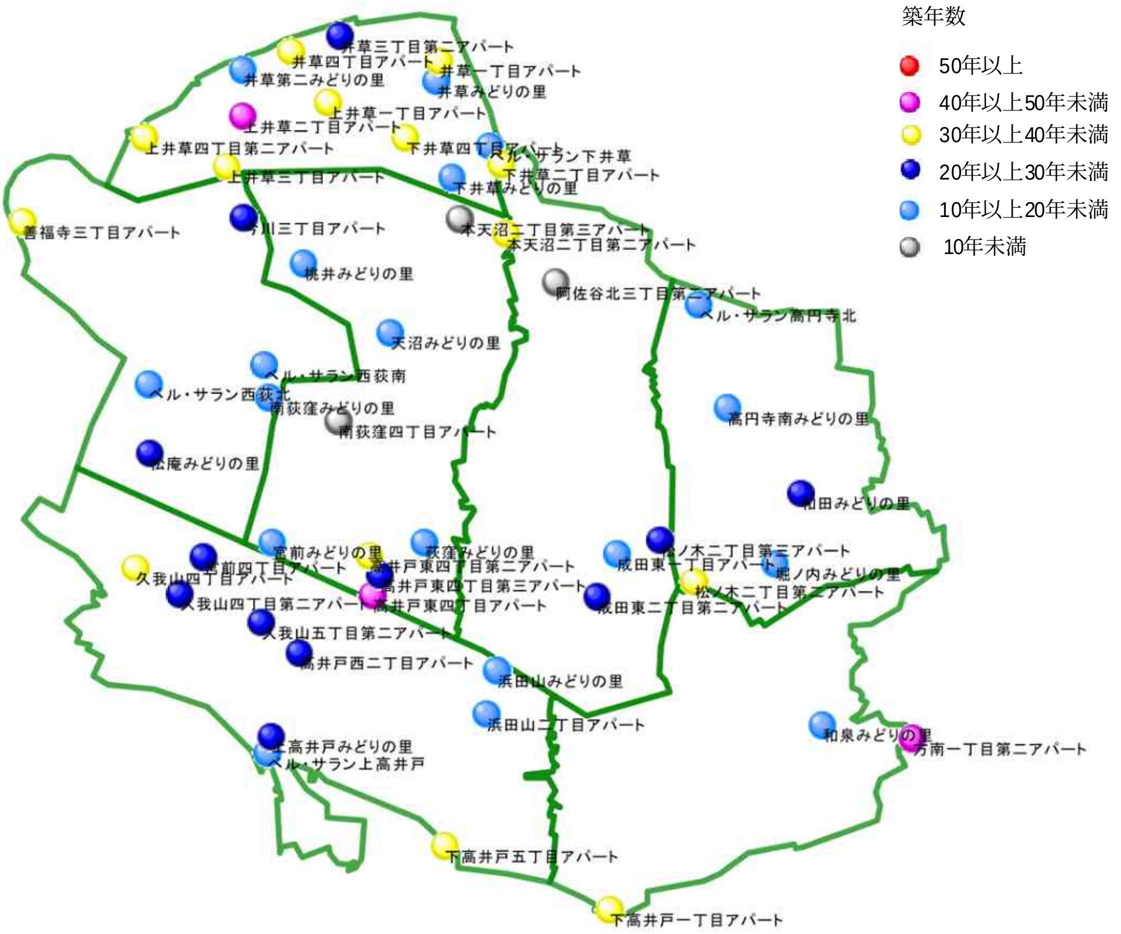

【課題と再編整備の方向性】

公共住宅は、区立施設の中で学校施設に次ぐ規模を占めており、改築改修経費や維持管理経費の負担軽減等が課題となっています。

区営住宅は、比較的築年数の浅いものが多い状況ですが、今後は、老朽化に対応した計画的な維持補修や改修等による長寿命化を図り、更新コストの削減と財政負担の平準化を行っていきます。また、将来の更新時期を見据え、民間の住宅ストックの活用や建替時における他施設との併設等、効率的・効果的な施設整備のあり方を検討していきます。

高齢者住宅（みどりの里）は、需要が高い状況が続いていますが、15 棟のうち 14 棟が民間借り上げ施設であり、賃借料等のコストが多大となっています。今後は、民間事業者等と連携し、区内の空き家等を活用した高齢者の住まいの確保や区営住宅の活用について検討を進めていきます。

区民住宅（ベル・サラン）は、区内の民間賃貸住宅が同程度の家賃で供給されていることから、段階的に廃止します。

【具体的な取組】

○20年間の開設期間が終了する区民住宅（5 団地）を順次廃止し、区が所有する 6 戸は売却します。

（11）自転車駐車場・集積所

【施設の概要】

設置目的		
(自転車駐車場・集積所) 駅周辺への自転車の放置防止と、交通や防災上の安全性や都市美観の向上など良好な生活環境を確保することを目的に設置		
	施設数	平均利用（稼働）率
自転車駐車場	41	79.2%
自転車集積所	6	44.5%

【施設の配置】

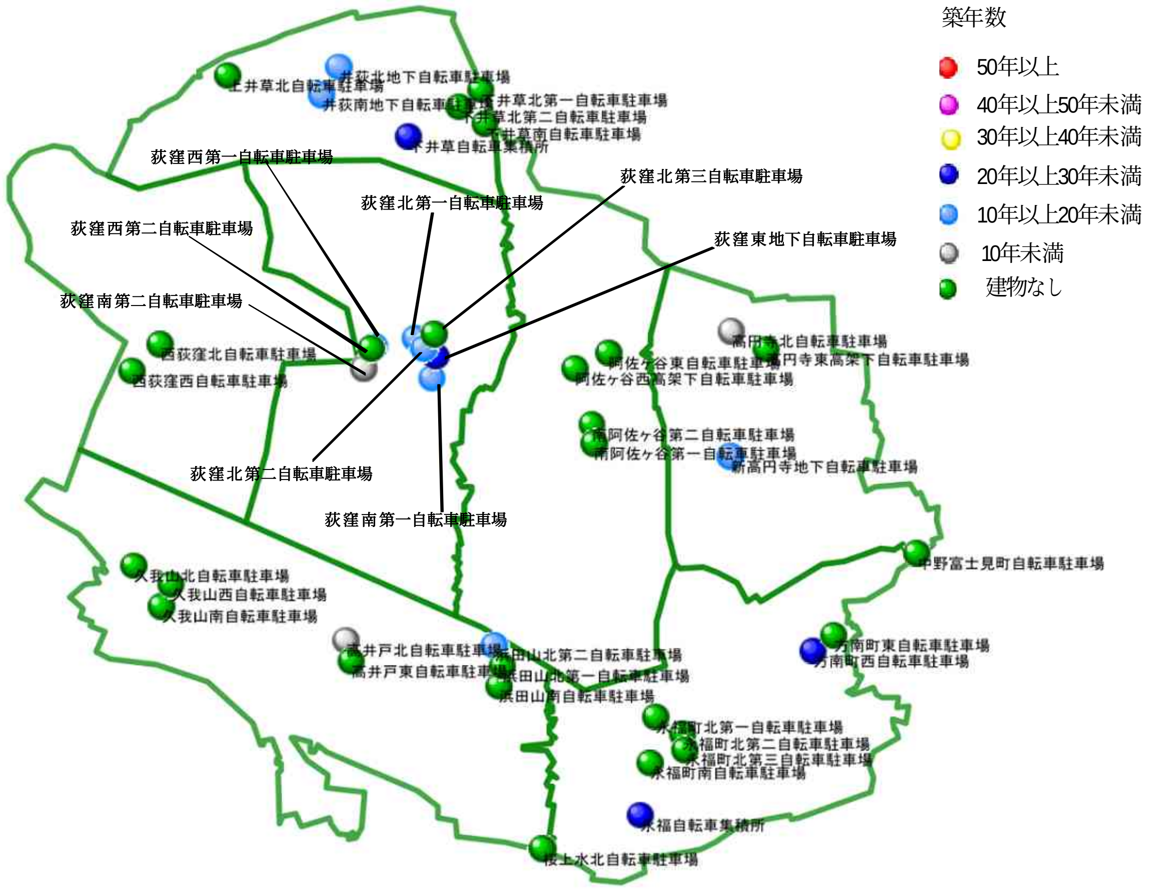

【課題と再編整備の方向性】

有料自転車駐車場の平均利用率は、平成 24 年度は 79.0%と高い利用状況ですが、一部の施設では 40%以下と低いところがあるため、施設の統廃合や複合化を行います。

撤去した自転車の集積所は、放置自転車台数の減少に伴い平成 24 年度までに９か所から現在６か所に統廃合しましたが、今後も、撤去台数や放置台数の動向に応じた規模の適正化を図っていきます。

【具体的な取組】

○民間自転車駐車場の整備予定がある下井草駅周辺の利用率の低い自転車駐車場の統廃合を実施します。

○荻窪北第三自転車駐車場（旧西福祉事務所跡地）は、地下化等による他施設との複合化を検討します。

○宮前自転車集積所及び上井草四丁目自転車集積所について、放置自転車の台数や撤去台数等の減少に応じて規模の適正化を実施します。

（12）児童遊園・遊び場

【施設の概要】

設置目的		
子どもの健全な発育や多様な余暇活動、健康増進活動の場を提供するとともに、都市における貴重な緑化スペース、防災時のオープンスペースとして設置		
	設置数	総面積
児童遊園	51	約 25,880 ㎡
遊び場	16	約 136,220 ㎡

【施設の配置】

【課題と再編整備の方向性】

既存保育施設の隣地にある施設や保育需要の高い地域にある施設の中で、利用状況や施設の老朽化等を勘案して、可能な施設について保育施設への活用を図ります。

児童遊園・遊び場のあり方を見直し、現状の利用実態や地域のニーズ等を把握したうえで、区民ニーズに対応した多世代が利用できる新たな公園づくりを進めます。

【具体的な取組】

◯保育施設用地への活用のため、遊び場 79 番（高円寺南１丁目）を廃止します。

◯児童遊園・遊び場の実態調査を行ったうえで、これまでの配置状況や機能を見直し、児童遊園等の再編・集約や、区立施設との一体整備、施設の改修等を実施し、区民ニーズに対応した多世代が利用できる新たな公園の整備を進めます。

（13）民営化宿泊施設

【施設の概要】

設置目的					
民営化を導入した運営により、地域の特色を活かしながら、区民に良質な保養の機会及び魅力あるサービスを提供する施設として設置					
	竣工年月日	所在地	延床面積	客室稼働率(24年度)	区民利用割合(24年度)
湯の里「杉菜」	S59.3	神奈川県湯河原町	3,427.81㎡	97.10%	52.02%
コニファーいわびつ	H6.5	群馬県東吾妻町	6,964.69㎡	45.80%	39.84%
富士学園	H2.12	山梨県忍野村	3,811.87㎡	41.20%	36.15%
弓ヶ浜クラブ	S55.3	静岡県南伊豆町	3,976.94㎡	41.66%	66.29%

【課題と再編整備の方向性】

区民利用者数が減少傾向にあり、施設設置目的の観点から課題となっています。また、各施設とも経営改善に努めているものの、民間事業者との競合、移動教室の優先利用等の要因も影響し、湯の里「杉菜」を除いた施設では必ずしも毎年の利益が計上できていない状況にあります。加えて、各施設とも老朽化が進んでおり、今後の維持管理経費の増大が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、４施設の中では比較的有利な条件で売却が見込める湯の里「杉菜」は売却し、他の３施設については、当面、現行の事業方式による運営を継続し、さらなる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めていくこととします。

【具体的な取組】

○湯の里「杉菜」については、平成25年度末をもって施設を廃止することとし、当面、宿泊施設としての運営を継続することを前提に協定を締結のうえ、民間へ売却します。

○「杉菜」以外の３施設については、今後の大規模修繕の時期や施設の経営状況を踏まえて、区の保有の適否について検討します。